

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月24日(木) 午前10時から午前11時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 欠席委員 濱野 一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地利用集積計画(案)について
議案第3号 農地利用配分計画(案)について
議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

6. 農地利用最適化推進委員 14名

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

8. 会議の概要

議長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、9名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	1番 増田一幸委員、2番大越君雄委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席については、5番 濱野一郎委員より出さ
	れております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番
	号300号から306号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項
	について、ご説明いたします。はじめに、受付番号300号、30
	1号、304号から306号の農地の区分については、住宅等が連
	担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール
	未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号302
	号及び303号の農地の区分については、農業振興地域内にある農
	用地区域の農地で通称：青地となっています。はじめに、受付番号
	300号及び301号では、太陽光発電施設を設けるものです。3
	00号では、譲受人は、本庄市に事務所を置き、昭和47年から主
	に電気工事業を行っている法人で、近年では、太陽光発電事業にも
	取り組んでいる法人です。申請地は、農地の広がりがなく集積の難
	しい場所、周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並ぶなど、好立
	地な場所とのことです。このことから、太陽光発電施設の設置を考
	えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するもの
です。301号では、譲受人は、群馬県館林市に事務所を置き、平	
成29年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地	
は、農地の広がりがなく集積の困難な場所となっています。また、	
周辺は、太陽光を遮る高い建物もなく、採算性も十分にあることか	

ら、太陽光発電施設の設置を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。なお、2つの案件とも施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号302号及び303号については、関連があることから、一括して説明いたします。譲受人は、市内に事務所を置き、平成20年から主に土木工事業を行っている法人です。302号では砂利採取、303号では砂利採取に伴う資材置き場敷としての一時転用の申請となっています。申請農地は、以前、平成30年12月に砂利採取で受付した場所と同じで、以前、砂利採取を行った場所を資材置場敷きで、資材置き場敷としたところを、今回、砂利採取場所として申請するものです。また、譲受人は、地元自治会長、農家組合長、陸田組合理事長等に説明を行っており、工事の実施について、同意書が添付されています。受付番号304号及び305号では、自己用住宅を設けるものです。304号では、譲受人は夫婦で、譲渡人は、夫の母親となります。譲受人は現在、 <input type="text"/> のアパートで暮らしていますが、子供も生まれ、今の住まいでは手狭になっているとのことです。申請農地は、実家のすぐ南側に位置し、周辺には、国道や大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境が良いとのことです。このことから、譲渡人である母親に相談したところ、建築することの了解を得られたことから、今回申請するものです。305号では、譲受人は夫婦で、現在、 <input type="text"/> のアパートで子供と3人で暮らしています。しかしながら、子供が成長するにつれ、今の住まいでは手狭になっていることから、自分たちの住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存住宅に介在し、近くには、 <input type="text"/> 小学校や、羽生駅、大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境が良い場所とのことです。今回、妻の両親・妹と2世帯住宅の建築を考えたところ、譲渡人の了解を得られたことから、自己用住宅敷として申請するものです。受付番号306号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成15年から主にコインランドリーの経営等を行っている法人です。譲受人は現在、市内に2店舗、加須市に1店舗を営んでいます。業務の経営には、洗濯機や乾燥機などの修理や部品の確保、新しい機械を入れるための保管場所が必要不可欠とのことです。しかしながら、現在、市内で2か所の倉庫を借り上げて対応していますが、年々、クリーニング機械が増加していることや、今後予定している店舗改修のための機械保管場所の確保等から、手狭になっているとのことです。申請農地は、
--

	<p>に位置し、工業専用地域に指定された場所で、倉庫の建築が可能な場所となっています。このことから、倉庫の建築を考えていたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今回申請するものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えています。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号300号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもの会社は、電気工事の請負を中心に営業してまいりましたが、近年では、太陽光発電施設の工事の受注が増加してまいりました。そこで私どもの会社でも土地購入・賃貸借による太陽光発電施設の設置により電力の売電業務を会社の経營業務に取り込み営業しております。すでに何ヶ所か施設の設置により売電業務も順調に利益を得ることが出来ております。今回、申請土地の所有者は今まで農地として近隣の人に耕作を依頼しておりましたが、年齢的に耕作に無理が出てきたことと隣接が太陽光発電の施設が設置されており耕作に支障があることで耕作者から地主へ返却されてしまい、農地として借りてくれる方を探しておりましたが見つかりませんし、耕作をしないと雑草もすぐ生えてしまい、近隣の土地の所有者に迷惑をかけてしまいます。土地の有効活用として今回の売買による太陽光発電施設の設置により双方の希望が叶うこともあり、施設の管理も設置業者で管理をして頂くことも出来るとのことで防犯の面でも助かります。土地の形状は、整形地の為面積も程よく確保され、日差しも遮るものもなく、太陽光発電施設敷地には適していると思いいこの度の農地転用許可申請に至ります。なお、設置に当たり外部からの侵入者を防ぐため、フェンスの設置など近隣の農地・宅地に迷惑をかけないように十分注意を致します。近隣からの苦情などは私どもの会社にて責任をもって対応致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
3番	<p>受付番号301号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当該事業を行う条件として当社では、日当たりの良いこと、電柱（系統連系点）に近いこと、保守、管理の観点から自社から交通の便の良いこと、隣接地に影響がないように設置工事が行えること、以上を満たす必要があり、すべての条件をクリアしている当該地を選定致しました。申請地の面積は m^2あり、太陽光発電システムを設置するのに、採算性を考慮すると、113.4kw可能なシステム容量が設置可能です。スクリー杭で架台を設置し、モジュールを配置するため、通風、日照、排水等あらゆる被害の影響は起こらないと想定できます。また、周囲にはフェンスを設置し危険防止をいたします。申請地は不陸整正施工をおこない、雨水を敷地内で自然浸透により処理させ、かつ、外部に流出させないように周囲を土塁施工いたします。万一被害を及ぼすようなことが生じた場合には使用者の責任において対処し他に迷惑をかけることはいたしません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号302号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>申請土地地域は良質な川砂が取れる。土地所有者及び隣接土地所有者の砂採取事業の理解が取れた。付近に田がなく取水に影響がない。大きい道路に接しており大型車両を搬入することが出来る。前回、同土地を一時転用して事業をさせていただいた。その時の対応が良く土地所有者の理解が得られた。雨水は敷地内に浸透させる。汚水は敷地内に仮設トイレを設置して排水しない。雑排水は発生しない。</p> <p>工事期間は第三者の侵入を防ぐため、工事区域を防護柵で囲う。埼玉県盛土切土条例に則った法面施工をする。掘削時わき水が出た場合の排水は、砂沈殿槽を介して市道排水側溝へ排水する。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号303号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書</p>

	<p>や周辺機器を一時仮置きする倉庫であり、修理等は行う予定はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>
(議案第2号)	<p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員でありますので、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局からの報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局より説明いたします。</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画(案)についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。これは、規模拡大を凶ろうとする農家と規模縮小等を考える農家との間に市が入り、利用権の期間などを定め、安心して農地の貸借等を行えるようにするものです。農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を得て、市長が定めるものとなっております。今回の議案事項となっております。それでは、議案第2号についてご説明いたします。この計画は、埼玉県農地中間管理機構に賃借権を設定する計画(案)となっております。表の見方といたしまして、左上から「譲受人氏名」、「譲受人住所」「所有者名」と続き、最後は「地目」、「面積」と対象農地の情報となります。票の右下には、合計が記載されたいです。新規設定として10件、面積 田 29,716㎡ 畑 合計 29,716㎡となっております。</p> <p>以上で、議案第2号 農用地利用集積計画(案)についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>

	<p>ただいま議題となっている議案第2号農地利用集積計画（案）については、事務局の報告のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第2号については、事務局の報告のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。</p>
(議案第3号)	<p>続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。この、農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、配分計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の意見を聞く」ということから、今回の議案事項となっております。5ページをご覧いただきたいと思います。表の見方ですが、一番左側から、農地中間管理機構から農地を借受ける方として「賃借権の設定等を受ける者」、その右側が借受ける農地の情報で「賃借権の設定等を受ける土地」と続き、さらに右側が現在の賃借権の設定を受けている者として「左の土地について現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者」となり、現在は、賃借権の設定等を受けているものがないため、空欄となっております。一番右側が、農地の貸し借りの詳細として「設定する権利」が記載されています。「賃借権の設定等を受ける者」については、中間管理機構の公募に対して、応募をされている方となっております。今回は、三田ヶ谷地区の観光農園地域で耕作を行う法人の方となっております。「賃借権の設定等を受ける土地」については、先ほどの議案第2号の農地利用集積計画（案）で中間管理機構に対して、利用権の設定を行っている農地となっております。今後の流れですが、この配分計画（案）について、農業委員会は、意見を市に報告し、市はその意見を聞き、この配分計画（案）を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には、県の審査期間が40日間、配分計画の縦覧期間が14日間となっていることから、9月1日に、賃借権が設定される予定となっております。以上で、議案第3号 農用地利用配分計画（案）についての説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>以上で、事務局の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>（発言なし）</p>

	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号 農用地利用配分計画（案）
	について、事務局の報告のとおり、同意することに賛成の委員は
	「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、農用地利用配分計画（案）については、
	同意することに決定いたします。
(議案第4号)	引き続き、議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用
	状況の確認についてを議題といたします。事務局からの説明後、担
	当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認
	について、ご説明いたします。相続税の納税猶予ですが、これは、
	農地を相続により取得した農業相続人が、その農地で引き続き農業
	を営む場合、一定の条件はありますが、農地に対応する相続税を猶
	予するというものです。また、この農地の利用状況の確認について
	ですが、これは、相続された農地について、相続税の納付の猶予を
	受けていた土地が、20年間、農業経営を継続していた場合には、
	相続税の納付について、免除が受けられることから、農地の利用状
	況について確認を行うというものです。今回、行田税務署からの依
	頼を受け、利用状況を確認するため、担当地区の農業委員様へ現地
	調査をお願いし、また、事務局に置いても耕作していることの現地
	確認をしてまいりました。農業委員会として、この調査・報告を受
	け、現在の農地の利用状況について税務署へ回答を行うというもの
	です。以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
9番	受付番号140号について、調査報告を致します。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	また、申請地の利用状況を確認したところ、水田及び畑として利用
	していたことを、ご報告いたします。以上でありますので、ご審議
	のほど、よろしく願い致します。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告・説明が終わりました。た
	だいまの報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	それでは、議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用
	状況の確認について、同意することに賛成の委員は、「挙手」願
	います。
	（挙手全員）

	<p>挙手全員でありますので、議案第4号については、同意することに決定し、行田税務署へ確認書を提出いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。</p>
事務局	<p>報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地を自己用として、転用を行う場合に届出をするものです。市街化区域内農地の転用については、許可するのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷拡張として1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、9件ございました。ご確認の程、宜しく願います。</p> <p>報告事項4 農地の改良に係る届出書の確認についてでございますが、これは、農地改良面積1000㎡未満で工事期間が一月以内などの農地改良は、県知事許可ではなく、農業委員会への届出を行うものとなっているものです。ご覧のとおり1件ございました。農地改良における届出ではありますが、違反転用の監視ということで、地域の担当委員様へ調査をお願いし、確認をしていただいておりますので、受付番号279号につきまして、地区担当の金子委員様よりご報告につきまして、よろしく願います。</p>
11番	<p>受付番号279号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>申請事由についてですが周辺農地に比べて土地が低く、雨水がたまってしまい、耕作不能状態だったため、今回農地改良を行うものです。申請者に確認したところ、農地改良後については畑として利用し野菜を作付することです。また、施工業者には、残土処分のための一時転用ではないことを確認しました。添付書類等に間違い</p>

	がないことを報告いたします。以上、報告を終了させていただきます。
事務局	報告事項5 農地法の規定による許可一覧について（5月分）でございますが、これは県知事許可となりました案件の5月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が12件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく、お願いいたします。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 7月の定例農業委員会の日程について
	② 農地相談会について
	③ 農業委員会の事業計画について
	④ 利用権設定の申し込みについて
	⑤ 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議長	（発言なし）
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年 6月 24日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	